

第4次千曲市人権とくらしに関する総合計画

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

—あらゆる差別のない明るいまちづくりを目指すために—



千曲市

人権の花「ひまわり」

ひまわりの花言葉が「あなただけみつめている」「あなたは素晴らしい」であり、「人権」のイメージに合うことや、子どもの心身の成長が太陽に向かって成長するひまわりと合致するために選ばれています。

SDGsの達成への寄与

SDGsは、持続可能な世界の実現を目指す国際的な目標です。本計画に掲げる施策の推進においても、SDGsのゴールとの関連を意識し、本計画がSDGsにおける目標の達成に資するものとして位置づけます。



第4次千曲市人権とくらしに関する総合計画 目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画の性格と位置づけ	1
3	計画の基本方針	1
4	計画の推進	2
5	計画の期間	2
6	計画の進行管理	2
7	体系図	3

第2章 施策の方向

【基本方針1】 人権に関する情報提供と相談体制の充実

施策の方向1-1 人権に関する情報提供の充実

1-1-1	人権啓発の推進	4
-------	---------	---

施策の方向1-2 相談体制の充実

1-2-1	人権相談窓口の充実	4
1-2-2	支援体制の充実と関係機関との連携	6

【基本方針2】 学校・地域・家庭での人権意識の教育や啓発の推進

施策の方向2-1 人権教育・啓発の推進

2-1-1	人権ふれあいセンター事業の推進	6
2-1-2	学校等における人権啓発事業の推進	7
2-1-3	地域・家庭における人権啓発事業の推進	7

【基本方針3】 企業人権教育の推進

施策の方向3-1 企業内における人権教育活動の推進

3-1-1	企業内における人権教育研修の支援	8
3-1-2	企業人権教育推進連絡会活動の充実	9
3-1-3	行政に携わる職員の人権教育研修の推進	10

【基本方針4】 市民の人権感覚の醸成推進

施策の方向4-1 人権啓発事業の実施

4-1-1	市民集会の開催	10
4-1-2	各種啓発事業の実施	11

第3章 分野別の施策

1	同和問題	13
2	障がいのある人	14
3	子ども	16
4	女性	17
5	高齢者	21
6	外国人	22
7	犯罪被害者等	23

8	性的マイノリティ	24
9	インターネットによる人権侵害	27
10	さまざまな人権問題	27

【巻末資料】 31

- ・千曲市差別撤廃人権擁護条例（2003年）
- ・千曲市犯罪被害者等支援条例（2023年）
- ・千曲市部落差別の解消に関する啓発及び教育等基本方針（2021年）
- ・日本国憲法 [抄]
- ・世界人権宣言（1948年）
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（2000年）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（2013年）
- ・部落差別の解消の推進に関する法律（2016年）
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（2016年）
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（2023年）
- ・策定経過
- ・千曲市差別撤廃人権擁護審議会

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

21世紀を、真の「人権の世紀」にするため、そして私たちがめざすべき「あらゆる差別のない明るく住みよい千曲市」構築に向け、人権行政を一層推進していく必要があります。

国では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成14(2002)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、その推進を図っています。

長野県では、平成15(2003)年に「長野県人権教育・啓発推進指針」を策定し、その後、平成22(2010)年には、これに代わるものとして「長野県人権政策推進基本方針」を策定して、人権政策の基本的な考え方や方向性を示し、取り組みを進めています。

市では、新市発足と同時に「千曲市差別撤廃人権擁護条例」(平成15年(条例144号)。以下「条例」と称する。)を制定し、「あらゆる差別のない千曲市の実現」を目指して、人権教育・啓発活動等の施策を推進してきました。平成18(2006)年には「人権とくらしの意識調査」並びに「同和地区住民生活意識調査」を実施し、平成21(2009)年に第1次計画となる「人権とくらしに関する総合計画」(平成21(2009)～25(2013)年度)を策定しました。平成24(2012)年に「人権に係る市民意識調査」を実施し、平成26(2014)年に「第2次人権とくらしに関する総合計画」を策定、最終計画年度の平成29(2017)年に「人権とくらしに係る意識調査」を実施し、平成31(2019)年3月に「第3次人権とくらしに関する総合計画」を策定しました。令和5(2023)年度末をもって第3次計画が終了することから、市民の人権に関する意識の変化を把握するため、令和4(2022)年9月に「人権に関する市民意識調査」(以下「意識調査」と称する。)を実施し、分析結果を取りまとめ、今後の人権行政を条例第1条に掲げられた「あらゆる差別のない明るい千曲市の実現に寄与すること」を目的とし、総合的かつ計画的に推進するため、「第4次千曲市人権とくらしに関する総合計画」(以下「本計画」と称する。)を策定しました。

2 計画の性格と位置づけ

- (1) 本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年(法律147号))並びに条例に基づくものです。
- (2) 本計画は、「第三次千曲市総合計画」(令和4(2022)年策定。以下「市総合計画」と称する。)との整合性を図るとともに、その個別計画として位置づけ、施策を推進するための計画です。

3 計画の基本方針

市総合計画の中で「すべての人々の人権が尊重され、平等で差別のないまちをつくる」を基本目標とし、「すべての人の尊厳や人権が守られ、安心していきいきと暮らすことができ、個性や価値観を認め合う住みやすい地域になるように、市民の人権意識の高揚を図っていくこと」を目標としています。

これらを踏まえ、次の4項目を本計画の基本方針とします。

- 【基本方針1】 人権に関する情報提供と相談体制の充実
- 【基本方針2】 学校・地域・家庭での人権意識の教育や啓発の推進
- 【基本方針3】 企業人権教育の推進
- 【基本方針4】 市民の人権感覚の醸成推進

4 計画の推進

計画は、条例に基づくとともに市総合計画との整合性を持たせ、推進するものであるとともに、部落差別問題をはじめとする様々な差別撤廃と人権の確立・尊重という多種多様な問題に対応するため、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」や「長野県人権政策推進基本方針」及び「人権教育推進プラン」を踏まえ、関係部局と密接な連携をとるべく総合的調整機能を果たし、推進体制の充実を図ります。

5 計画の期間

本計画の期間は令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や地域社会の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

6 計画の進行管理

本計画を単なる計画に終わらせないためには、推進体制を確立し、市民や事業者に情報公開をしていくことが不可欠です。

本計画の着実な推進を図るため、「千曲市差別撤廃人権擁護審議会」（以下「審議会」と称する。）において、毎年事業の推進状況（年次報告書）を検証するものとします。

また、審議会は、必要に応じて市長に意見を具申し、市長はこれに基づいて必要な措置を講じるものとします。

7 体系図（次ページ掲載）

第4次千曲市人権とくらしに関する総合計画 体系図

第三次千曲市総合計画 (上位計画)		第4次千曲市人権とくらしに関する総合計画				
基本目標	基本施策	項目	基本方針	施策の方向	施策	
7-2 すべての人々の人権が尊重され、平等で差別のないまちをつくる	7-2-1 人権・平和についての意識を向上させる	[基本方針1] 人権に関する情報提供と相談体制の充実	1-1 人権に関する情報提供の充実	1-1-1 人権啓発の推進		
				1-2 相談体制の充実	1-2-1 人権相談窓口の充実	1-2-2 支援体制の充実と関係機関との連携
		[基本方針2] 学校・地域・家庭での人権意識の教育や啓発の推進	2-1 人権教育・啓発の推進	2-1-1 人権ふれあいセンター事業の推進	2-1-2 学校等における人権啓発事業の推進	2-1-3 地域・家庭における人権啓発事業の推進
				[基本方針3] 企業人権教育の推進	3-1 企業内における人権教育活動の推進	3-1-1 企業内における人権教育研修の支援
[基本方針4] 市民の人権感覚の醸成推進	4-1 人権啓発事業の実施	4-1-1 市民集会の開催	4-1-2 各種啓発事業の実施			

第 2 章

施策の方向

第2章 施策の方向

人権行政の基本姿勢

— すべての人々の人権が尊重され、平等で差別のないまちをつくる —

【基本方針1】 人権に関する情報提供と相談体制の充実

■ 施策の方向1-1 人権に関する情報提供の充実

● 1-1-1 人権啓発の推進

[現状と課題]

あらゆる人権問題の解決は、市の責務であるとともに、全ての市民の課題です。その解決のために、まず私たち一人ひとりが人権問題の当事者であることを認識しなければなりません。なぜなら、人は時に人権を侵害してしまうこともあれば、時には人権の侵害を受ける立場になることもあるからです。

様々な人権問題を解決して、全ての人々が心豊かで明るく楽しく生きがいを持って暮らせる社会の実現が求められているなか、一人ひとりが人権意識を高め、それぞれの違いを正しく理解し、相互に認め尊重し合い、心の中に潜む「差別意識」を解消していくとともに、差別や偏見を許さず、それに立ち向かう知識と勇気と行動力を身につけることが必要です。

21世紀は、平和で人権が尊重される世紀を目指そうという願いをこめて、「人権の世紀」と言われています。人権の尊重なくして、真に心豊かな社会の実現はありません。

お互いがお互いを尊重し、認め合う社会を実現するために、あらゆる差別の解消に向け、自らの意識を見つめ直し、人権について理解を深めていかなければなりません。そのために、総合的な人権教育・人権啓発を続けることが大切になっています。

[施策の推進]

市民一人ひとりが人権問題への理解と知識を深めることができるよう、学校、家庭、地域、企業、職場など、さまざまな場面と機会を通じて、人権啓発を推進します。

■ 施策の方向1-2 相談体制の充実

● 1-2-1 人権相談窓口の充実

[現状と課題]

人権相談窓口としては、人権擁護機関・制度として法務局及び人権擁護委員制度がありますが、市民意識調査の設問「人権侵害を受けた場合の対応」についての回答（複数回答可）では、「市役所に相談」を選択した回答が21.6%、「法務局や人権擁護委員に相談」が20.4%と、行政等へ相談するとの回答は少なく、「身近な友人などに相談」が50.6%、「相手に抗議する」が34.4%と多く、一方では、「黙って我慢する」が16.4%ありました。

差別や人権侵害を未然に防止することが最も重要ですが、起きてしまった差別事象については事実を真摯に受け止め、市民に信頼され活用してもらえる人権相談窓口の周知や人権擁護体制の充実を図ることが必要です。

[施策の推進]

千曲市人権ふれあいセンター（以下「人権ふれあいセンター」と称する。）を中心として、

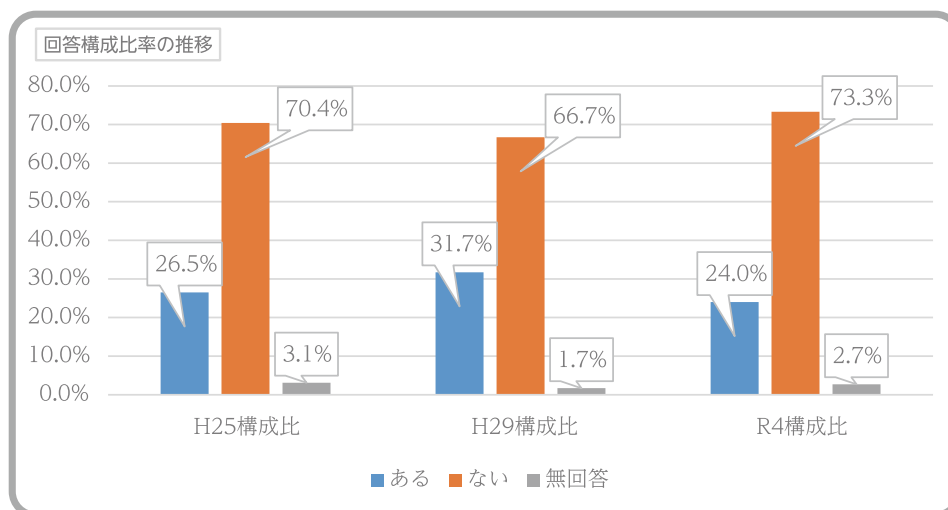
総合的な相談窓口の充実を図ります。

人権に関する相談には、福祉、職業、教育など様々な問題があり、関係機関との連携を密にする必要があります。相談窓口で適切な対応ができるよう、職員の資質向上を図るとともに、長野地方法務局や長野県人権啓発センターなど、国、県等の専門相談機関や人権擁護委員等と連携し、それぞれの相談に丁寧に対応できるよう努めます。

「令和4年度 千曲市人権に関する市民意識調査」報告書より

問 あなたは、今までに自分や家族の人権が侵害されたと思ったことがありますか。（1つに○）

選択肢（単一回答）	H25 構成比	H29 構成比	R4 構成比	R4 回答数
1 ある	26.5%	31.7%	24.0%	107
2 ない	70.4%	66.7%	73.3%	326
0 無回答	3.1%	1.7%	2.7%	12
全体	-	-	-	445



問 あなたは、自分や家族の人権が侵害された場合、どのように対応しますか（しましたか）。

（○はいくつでも）

選択肢（複数回答）	H25 構成比	H29 構成比	R4 構成比	R4 回答数
1 黙ってがまんする	20.7%	29.0%	16.4%	73
2 相手に抗議する	31.5%	27.3%	34.4%	153
3 身近な友人などに相談	42.7%	45.3%	50.6%	255
4 民間団体に相談	6.0%	3.4%	11.0%	49
5 弁護士に相談	8.6%	8.6%	14.4%	64
6 法務局や人権擁護委員に相談	3.3%	3.1%	20.4%	91
7 市役所に相談	13.1%	12.2%	21.6%	96
8 警察に相談	8.6%	7.0%	14.6%	65
9 わからない	20.8%	16.3%	13.3%	59
10 その他	2.1%	2.6%	2.0%	9

● 1-2-2 支援体制の充実と関係機関との連携

[現状と課題]

昨今の社会情勢の変化に伴い、人権問題は複雑化・多様化しており、市民の人権意識の高まりとともに、差別事象が発生したときの支援についても、さまざまな形で対応できる体制を整えることが求められています。

[施策の推進]

人権擁護委員をはじめ、関係部署や法務局等の外部関係機関と連携して救済、支援ができる体制づくりを推進します。また、被害者の一時的保護も含め、速やかな救済が図られるよう体制の充実に努めます。

【基本方針2】 学校・地域・家庭での人権意識の教育や啓発の推進

■ 施策の方向2-1 人権教育・啓発の推進

● 2-1-1 人権ふれあいセンター事業の推進

[現状と課題]

人権ふれあいセンターは、地域社会の福祉を増進し、住民の生活改善及び向上を図るための住民交流の拠点施設です。

人権ふれあいセンターでの人権啓発に係わる交流事業等の計画・立案にあたっては、人権ふれあいセンター運営委員会を通じて、市民の意見を取り入れ、また、学校やセンター利用者との連携、協力をし、多くの市民が参加しやすい事業内容となるよう努めています。

[施策の推進]

人権啓発事業等を通して、地域住民の福祉向上や人権感覚を磨くことにより、地域住民がお互いに助け合い、一人ひとりが持つ多様性を理解し合い、お互いの人権を尊重し合う「共生の心」が醸成されるよう努めます。



◀千曲市人権ふれあいセンター

● 2-1-2 学校等における人権啓発事業の推進

[現状と課題]

小・中学校では、児童・生徒の発達段階に合わせ、それぞれの教科等において人権尊重の視点を取り入れた指導計画を立て、様々な活動を通して人権や平和に関わる教育が実践されています。

しかし、児童・生徒のいじめや暴力行為等、人権感覚の発達が未熟なところに起因する問題は無くなってはいません。人権教育の計画・実践・検証について、学校やPTA等との連携を十分に図りながら推進していく必要があります。

[施策の推進]

就学前教育では、人間形成の基礎を培う時期であり、人権を大切にすることを育てる教育の促進を図ります。家庭での日常の関わりが大切であるとともに、保育園では、保育所保育指針のねらいに沿って、各保育園で計画を立てて日々子どもたちとの関わりの中で指導に努めます。

学校教育においては、各学校が人権尊重を中心に位置づけた学校運営や指導に努め、教科・領域の枠を超えた「総合的な学習」の推進、また、「開かれた学校」という観点から、家庭・地域社会と連携し、あらゆる教育活動を通して人権教育を進めます。豊かな人権感覚を身につけた大人になってもらうための教育の一環として、人権教育副読本「あけぼの」を市内の小・中学校の児童・生徒に配布し、学校の人権教育学習の中で教材としての活用を図ります。また、人権に関する作文等の取り組みを通して、人権感覚の醸成や人権への理解が一層深まるよう努めます。

教職員が自らの職責を自覚し、豊かな人権感覚を養うため、効果的な職員研修を進め、人権教育を全ての教職員の課題とし、差別をなくす教育活動の充実と、指導者としての資質向上を図ります。

社会教育との連携を図り、ボランティア活動や障がいのある人や高齢者との交流などの体験活動を通じ、心豊かな人権感覚を培うとともに、自立や実践力の充実を図ります。

● 2-1-3 地域・家庭における人権啓発事業の推進

[現状と課題]

地域や家庭においては、互いの人権を尊重する意識や他人に対する思いやりの心を育む役割があります。

社会では依然として差別事象が後を絶たない今日、一人ひとりが人権問題について正しい理解と認識を深めるとともに、「差別をしない、差別をさせない」実践力を培う必要があります。また、地区人権教育研修会については、区長・自治会長、支・分館長、人権教育推進員等、地域役員の協力のもと、毎年、全地区での開催を目標として実施し、市民意識調査でも約4割の人が地域（地区）懇談会で人権学習を受けたとの回答があり、一定の成果が見受けられる一方、参加者の高齢化や、高齢者対象の内容になりやすいといった悩みも見受けられます。

今後も地域において区・自治会や公民館、各種団体等が協力し合い、身近な人権問題について学習や研修をする機会を積極的・主体的に設け、その内容や方法を工夫しながら多くの地域住民が自主的に参加できることが大切です。そして、その学習の中から人権問題を自らの事として受け止め、気づき、行動できるよう、地域ぐるみで人権意識の高揚を図ることが

必要です。

[施策の推進]

全区・自治会に人権教育推進員を配置し、身近な人権問題について地域住民が積極的・主体的に学習・研修できるよう、指導者の支援体制整備と研修機会の確保を図ります。

地域でともに支え合い、安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、社会福祉協議会等、福祉関係団体と協力して、人権啓発活動を推進します。

子どもたちのインターネットや携帯電話使用に的を絞って、情報モラルやネットリテラシーについての保護者向けの研修会や家庭教育講座の充実を図ります。

各公民館事業においては、人権教育・啓発に係わる講座等を積極的に取り入れるよう働きかけていきます。

人権に関する文献や資料・啓発ビデオ等の整備や、市ホームページやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した啓発活動を充実し、学習体制の支援に努めます。



▲地区人権教育研修会の様子

【基本方針3】 企業人権教育の推進

■ 施策の方向3-1 企業内における人権教育活動の推進

● 3-1-1 企業内における人権教育研修の支援

[現状と課題]

企業は、社会を構成する一員であり、地域の多くの人が関わって構成されており、人権を尊重して社会に受け入れられる行動を取る責任が求められています。

顧客データの保護やプライバシーを守ることなど、人権に配慮することもその一つです。企業の社会的責任や社会的責任への投資に関心が高まることで、企業理念や企業経営の中でも人権尊重に目が向けられています。

こうした中、企業における人権教育の推進体制の充実を図るとともに、人権教育の自主的な活動に努め、「セクシュアルハラスメント※1やパワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（いわゆる「マタニティハラスメント※2」。以下「マタニティハラスメント」と称する。）などが無く、人権を尊重し差別のない明るく働きやすい職場づくり」を推進していく必要があります。

※1 セクシュアルハラスメント

「セクハラ」と呼ばれる性的嫌がらせのことをいう。相手の意に反した性的な発言や行為で、例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、冗談やからかいなど、様々な態様のものが含まれる。

※2 マタニティハラスメント

「マタハラ」とも呼ばれ、妊娠・出産をした女性に対する職場での嫌がらせのことをいう。

[施策の推進]

企業人権教育指導者研修会を開催し、企業において人権教育を推進するリーダーの養成を促進します。

各企業における自主的な人権教育研修、啓発活動を促進するために、企業内で実施する研修の講師派遣、教材、情報等の提供を行うとともに、人権教育研修会を開催し、企業研修での人権教育の充実を図ります。

● 3-1-2 企業人権教育推進連絡会活動の充実

[現状と課題]

企業の社会的責任と自覚のもとであらゆる人権問題の解消と明るい職場の実現を目的として、平成18(2006)年に市内の企業等を会員とする「千曲市企業人権教育推進連絡会」(以下「連絡会」と称する。)を結成し、研修会・講演会などの人権教育活動を行っています。

昨今では、各種のハラスメントや不当な差別、長時間労働による過労死など、企業における人権課題への関心が高まっていることから、連絡会の活動を幅広く周知し会員企業を増やすことで、企業の人権意識の向上を図ることが求められています。

[施策の推進]

「働き方改革」「ワーク・ライフ・バランス」等を実現できるよう、子育てしやすく、女性が活躍できる働きやすい会社であることを企業が示し、社会的に認知される指針となる「くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定※3」や「えるぼし・プラチナえるぼし認定※4」について、連絡会や市内商工団体とも連携して、周知広報を図ります。

連絡会への未加入企業については、市内商工団体と連携して加入促進を図るとともに、同連絡会を通じて各種研修会、研究会等への積極的な参加を促進します。

※3 くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一定の基準を満たした子育てサポート企業を認定する制度。

※4 えるぼし・プラチナえるぼし認定

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業を認定する制度。



▲企業人権教育推進連絡会総会・研修会

● 3-1-3 行政に携わる職員の人権教育研修の推進

[現状と課題]

21世紀を「人権の世紀」として定着、発展させるため、人権が尊重される社会の実現に向けて、行政のあらゆる分野において、人権を重視した施策が求められています。

行政に携わる職員は、公平で公正な行政施策を推進する義務があります。また、人権に配慮した行政施策を推進していくには、職員一人ひとりが人権感覚をさらに高めておくことが必要です。それには、まず全職員の人権問題に対する自覚と指導力の向上を図るため、研修等の機会を充実させるとともに、関係機関と連携を図りながら総合的な人権教育・啓発を進めていく必要があります。

[施策の推進]

市行政の全てにおいて、人権に配慮した行政施策の展開に努めます。

職員自らの人権意識を高めるために、人権に関する職員研修の充実に努めます。

市民の立場に立った電話対応、接客等、人権尊重の基本理念や社会的マナーに基づいたきめ細やかな対応に努めます。

地域で開催される学習機会への参加を促すとともに、地域リーダーとしての意識の向上に努めます。

【基本方針4】 市民の人権感覚の醸成推進

■ 施策の方向4-1 人権啓発事業の実施

● 4-1-1 市民集会の開催

[現状と課題]

「人権を守る市民集会」(以下「市民集会」と称する。)は、人権が尊重され、「あらゆる差別のない明るい千曲市」をつくり、市民の人権意識の高揚を図ることを目的として開催しています。

[施策の推進]

市民集会を、市民が一堂に会して人権について学び、人権感覚を磨く機会として捉え、私たち一人ひとりの心の中に人権を尊重しあえる「共生の心」が醸成される場とするべく、内容の充実に努めます。



◀第18回人権を守る市民集会



● 4-1-2 各種啓発事業の実施

[現状と課題]

市では、人権に関するさまざまな問題についての啓発を目的とする事業を展開しています。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から各種事業の参加人数を制限するなど、限られた状況下での開催となっており、十分な啓発を行える状況にはありませんでした。

コロナ禍が沈静化しつつある状況のなかで、いかにして従来のような啓発事業を行い、広く参加者を呼び込むことができるかが課題となっています。

[施策の推進]

人権尊重について正しく理解し、認識を深めるため、人権に係わるセミナー、人権ふれあいフェスティバル等を開催するとともに、広報紙の発行などを通して、幅広い人権啓発活動を推進します。

また、地域住民をはじめ、広く市民の交流を深めるとともに、地域に根ざした文化・教養事業を推進します。

人権ふれあいセンターにおいては、あらゆる人権学習が実施できるセンターを目指して、人権啓発資料の掲出や関係図書等の整備などを行います。

人権啓発事業等を通じて、地域住民の人権感覚を磨くことにより、地域住民がお互いに助け合い、また、一人ひとりが持つ多様性を理解し合い、お互いの人権を尊重し合う「共生の心」が醸成されるよう努めます。

第 3 章

分野別の施策

1 同和問題

[現状と課題]

同和問題は、日本の歴史の中で形成されてきた、我が国固有の重大な人権問題です。

同和地区の生活環境の向上を阻む諸要因を解決するため、同和対策審議会答申（昭和40（1965）年）を受けて制定された同和対策特別措置法（昭和44（1969）年）の施行により、道路の改良・農地基盤整備・下排水路整備等の公共事業が施工され、同和地区を含む周辺地区の環境改善に多大な効果がもたらされました。その結果、実態的差別は大きく改善され、平成14（2002）年3月には特別対策も終了し、必要な事業は一般対策へ移行されました。しかし、現在もおお部落差別が存在するとともに、部落差別に関する状況に変化が生じています。部落差別は許されないものであるとの認識のもと、これを解消することが重要な課題であることとし、部落差別の解消に関し基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにした「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法。巻末資料掲載）が平成28（2016）年12月に制定されました。この法律の趣旨を踏まえ、「千曲市部落差別の解消に関する啓発及び教育等基本方針」（巻末資料掲載）を令和3（2021）年6月に策定し、部落差別のない社会の実現に向け、より一層努めてまいります。

結婚問題等を中心に心理的な差別意識がまだまだ根深く存在し、「身元調査・部落問い合わせ電話」や「戸籍抄本不正取得事件」などにみられる差別的な身元調査防止、「個人に関する情報を保護する観点」から平成20（2008）年に戸籍法の一部が改正され、「本人確認」が必要となり、戸籍請求の際には、写真付証明書等による本人確認が実施されています。また、近年のインターネット等の情報化の進展に伴い、差別は潜在化、陰湿化し、拡散・増幅している現状があります。

意識調査でも、結婚差別の見聞についての設問では、「もめたり、反対にあったりしたことを聞いたことがある」を選択した回答が40.9%、「同和地区の人は怖いという話を聞いたことがある」を選択した回答は20.4%となりました。

同和問題について、全ての市民が歴史的経緯を正しく理解し、人権が尊重されるよう、教育と啓発を続けていく必要があります。

[施策の推進]

部落差別の解消に向け、同和問題の歴史的経緯を正しく理解するとともに、差別の現状について認識を深めるため、家庭、学校、地域、企業等で人権同和教育と啓発活動を推進します。

また、差別事象の発生に対しては、関係機関、団体と連携し、問題解決に取り組みます。

■同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための教育・啓発活動を充実、強化します。行政と地域が一体となり、人権啓発の仕組みづくりを検討しながら、「住み良い地域づくり」、「豊かな人間関係づくり」のため、多くの市民が参加できる懇談会や研修会の開催に努めます。

■同和問題は、わが国固有の人権問題であり、誰もが主体性を高め差別撤廃の意欲や行動力を身につけ、被差別当事者に対する支援ができる体制作りを進め、人権のまちづくりを更に推進します。

- 同和問題に係る関係諸団体と連携し人権相談に積極的に取り組むとともに、人権侵害を受けたと訴える人が利用しやすい相談体制づくりを推進します。また、法務局や人権擁護委員、特定非営利活動法人等の関係機関と密接な連携、協力を進めます。
- 人権ふれあいセンターでは、地域社会の人権啓発や福祉向上の住民交流の拠点として、生活相談をはじめ、就職、悩み事など人権にかかわる総合相談窓口として相談体制等の充実を図るとともに人権の啓発活動を推進します。
- 結婚や就職等に関する差別問題、インターネットを利用した差別事象の掲載等の事案が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な対応を図りながら、関係者に対し同和問題の正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施します。
- 「千曲市情報公開条例」に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報について、適正な管理に努めます。「個人情報の保護に関する法律」及び「千曲市個人情報保護法施行条例」に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的な人権侵害の防止に努めます。また、市民の権利利益を保護するとともに個人情報の不正取得の抑止を図ることを目的とした「住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度」については、引き続き適正に運用してまいります。

「令和4年度 千曲市人権に関する市民意識調査」報告書より

問 あなた自身、あるいはあなたの親族や知人が、同和地区の人との結婚に関して、もめたり、反対にあったりしたことや、聞いたことがありますか。（1つに○）

選択肢（単一回答）	H25 構成比	H29 構成比	R4 構成比	R4 回答数
1 自分自身あるいは親族や知人が、もめたり、反対にあったことがある	0.7%	0.5%	4.0%	18
2 自分にはそうした経験はないが、親族や知人がもめたり、反対にあったことがある、または聞いたことがある	41.8%	37.6%	36.9%	164
3 自分の経験にもないし、聞いたこともない	51.3%	60.2%	56.2%	250
0 無回答	6.2%	1.7%	2.9%	13
全体	-	-	-	445

2 障がいのある人

[現状と課題]

障害者基本法第3条第1項第1号では、「全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」と規定しています。

しかし現実には、障がいのある人は様々な物理的・社会的障壁のために不利益を被ることが多く、自立と社会参加が阻まれている状況にあります。また、障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、発生原因や症状についての理解不足が関わっている場合もあります。

「障害者基本計画」及び「重点施策実施5ヵ年計画」が平成14（2002）年12月に策定されました。平成16（2004）年6月には「障害者基本法の一部を改正する法律」が、平成17（2005）年4月には「発達障害者支援法」がそれぞれ施行されました。そして、国際的な動向とも歩調をあわせながら平成18（2006）年4月に「障害者自立支援法」が施行され、平成24（2012）年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。同年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者等に障がいのある人の虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を発見した者には通報が義務付けられました。平成28（2016）年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）（巻末資料掲載）では、障がいを理由として、不当な差別的取り扱いにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない等を規定しています。

このように、長期的な視点に立った障がいのある人に向けた施策を進めてきましたが、障がいそのものは様々で、障がいの種類や特性に応じて地域や家庭で普通の生活が送れるような環境などの条件を整える必要があります。

近年、施設への入所中心の福祉から地域・在宅福祉へと施策が大きく変化するとともに、バリアフリー※5やユニバーサルデザイン※6といった考えが浸透してきています。障がいのある人の自立と社会参加を促進させるため、生活環境の改善を一層進める必要があります。

これらとともに、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消していかなければなりません。そのため、人権教育・啓発活動を一層充実し、人権尊重思想の普及、高揚を図る必要があります。

※5 バリアフリー

障がいのある人が生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

※6 ユニバーサルデザイン

障がいのある人・ない人の区別なく、あらかじめ全ての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された設計、都市や生活環境をデザインする考え方。

[施策の推進]

「第3次千曲市障害者計画」（令和6（2024）年3月）・「千曲市障害福祉計画（第7期）」・「千曲市障害児福祉計画（第3期）」（ともに令和6（2024）年3月）に基づき、障がいのある人に対する支援施策の推進を図るとともに、障がいの特性について、正しく理解し、障がいのある人もない人も、社会の一員として「居場所と出番」を見出すことのできる地域づくりに取り組みます。

■ 地域社会の中で、障がいのある人の人権が守られ、尊重されるよう、障がいのある人や障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発活動を推進します。また、学校等においては、特別支援学校や障害者施設等との交流をはじめ、障がいのある人に対する理解や

社会的支援、介護福祉などの課題に関する理解を深める教育を推進します。

- 障がいに応じ、身体、財産などの基本的権利に関する事柄のほか、生活上の様々な相談が受けられる体制の整備を図ります。また、障がいのある人の権利を守るため、関係機関と連携して成年後見制度の普及、活用を促進します。
- 障がいのある人の社会参加を容易にするために、エレベーター設置など施設のバリアフリー化、適切な歩車道の整備、盲人用誘導ブロックの整備、福祉タクシーの充実、公共バスの改善など関係機関への整備を促します。
- 障がいのある人の安定した生活基盤を作り、社会的自立を促進するため、職業安定所等の連携により、障がいのある人の働く場の拡大に努めます。併せて、一般企業での就労が困難な障がいのある人が、働くことのできる福祉就労の場の確保に努めます。
- 障がいのある人の虐待に関する正しい知識の普及を図るとともに、市虐待防止ネットワーク会議の機能を充実し、関係機関との連携を密にして、障がいのある人の虐待防止に努めます。

3 子ども

[現状と課題]

子どもの人権については、いじめや虐待・体罰などの身体的・精神的な危害や、子どもの主体性を抑えてしまう過度な保護や管理、インターネットなどでの情報の氾濫など、健全な育成を妨げる環境が子どもを取り巻いています。

平成6(1994)年に批准した「児童の権利に関する条約」は、世界の多くの児童が、今日なお飢え、貧困等の困難な状況に置かれていることから、世界的な視点から児童の人権保護の促進を目指したものです。また、平成11(1999)年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(平成16(2004)年7月、平成23(2011)年7月改正)、平成16(2004)年12月には、児童虐待防止対策等の充実・強化を図るため「児童福祉法の一部を改正する法律」がそれぞれ施行されました。いじめに関しても重大な事件が起きたことから、平成25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。また、長野県では子どもを性被害から守るため、「長野県子どもを性被害から守るための条例」が平成28(2016)年7月に施行されました。

意識調査でも、「人権への関心」についての設問では「子どものいじめ・体罰・虐待等」を選択した回答が93.9%と最も高い数値となり、市民の高い関心事であることが伺えました。

子どもをめぐる様々な人権問題を解決するために、広く人権尊重の考え方を定着させ、だれもが心豊かな人間関係の中で生活できる状況を築き上げることが必要です。

特にいじめは、不登校や自殺を誘発する元となっており、その背景には核家族化、少子化等による子どもの対人関係の経験不足、道徳観や連帯感の希薄化、人権侵害現場での傍観者的態度をとりがちな傾向等が指摘されています。この根底には、他人への思いやりやいたわりといった人権意識の立ち遅れがあると思われます。このため、子どもの人格と個性を尊重し、心が豊かに育まれる地域社会づくりが必要です。

[施策の推進]

「児童の権利に関する条約」の理念と精神にのっとり、基本的人権を有する一人の人間と

して、全ての子どもたちが尊重される地域づくりに取り組みます。

- 児童・生徒に係わる人たち（親、教員等）に対して、人権教育の研修に積極的な参加を呼びかけ、人権意識の高揚を図ります。また、いじめや子育ての不安などの様々な相談に対応できるよう、関係者の資質向上を図ります。
- 子どもの人権の理解を学校関係者はもとより、保護者・地域住民に対して、小・中学校 P T A 人権教育研修会や地区人権教育研修会、セミナー等を通じて周知します。
- 子ども自身の人権に配慮しながら、福祉事務所や教育委員会において、いじめの悩み相談などの子どもに対する相談体制の充実を図ります。また、虐待やいじめなど人権侵害事案が発生した場合は、学校、児童相談所等関係機関と連携し、支援にあたります。
- 市虐待防止ネットワーク会議の機能を充実し、関係機関との連携を密にして、子どもの虐待防止に努めます。
- 子どもを見守る地域の住民や「子ども見守り隊」などの支援者同士が連携を図れるよう、民生児童委員や P T A 等と協働して推進します。
- 子どもが健やかに成長できる環境をつくるため、青少年健全育成団体等の関係機関と協調して、有害環境の浄化対策に取り組みます。
- 市少年補導委員会と連携を取り、青少年の非行防止活動等を推進します。

「令和4年度 千曲市人権に関する市民意識調査」報告書より

問 あなたは、次の人権に関わる問題が、現実の社会でどの程度存在していると思いますか。

(1つに○)

■ 子どものいじめ・体罰・虐待等

選択肢 (単一回答)	H25 構成比	H29 構成比	R4 構成比	R4 回答数
1 現実として存在する			71.0%	316
2 ある程度存在する			22.9%	102
3 どちらともいえない			1.3%	6
4 ほとんど存在しない			1.6%	7
5 存在しない			0.4%	2
0 無回答			2.7%	12
全体			-	445

4 女性

[現状と課題]

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も、男女平等の原則が確立されています。女性の人権問題については、昭和54(1979)年「女性差別撤廃条約」(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)を批准し、女性の権利を包括的に保障するとともに、女性の地位向上を目指した活動を展開しています。

一方、配偶者・パートナー等からの暴力や職場等におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、性犯罪などの女性の人権に関する重大な人権問題が多く発生してい

ます。平成 11(1999)年 6 月に、今後の男女共同参画社会の形成を総合的に推進するために、「男女共同参画社会基本法」をはじめ、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が次々施行されました。また、平成 19(2007)年 4 月には、改正「男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）」が、さらに、「男女共同参画基本計画」（第 2 次）が平成 17(2005)年に閣議決定され、また、平成 27(2015)年には「女性活躍推進法」（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）が制定されるなど、「男女共同参画社会」の実現に向けた法整備や取り組みが行われています。

意識調査の設問「『男は仕事、女は家庭』という意識がある」については、「そう思う・どちらかといえばそう思う」を選択した回答が 44.5%、「そう思わない・どちらかといえばそう思わない」が 33.2%、「どちらともいえない」が 19.8%で、性別に基づく固定的な役割分担意識を肯定する人が多くを占めています。また、平成 30(2018)年 9 月に行なった「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」の設問「『男は仕事、女は家庭』という性別によって役割を固定する考え方についてどう思うか」については、「あまり好ましくない」を選択した回答が 57.5%、「反対」が 21.5%で、性別にもとづく固定的な役割分担を否定する人が増加傾向となる結果となりました。

このことは、時代とともに市民の意識が変わりつつあることを示していますが、この固定的な役割分担意識を払拭していくことが地域社会・家庭・職場などにおいて様々な男女差別を無くしていくための課題の一つとなっています。

男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に係わりなく個性と持てる能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画できる「男女共同参画社会」の形成を促進していく必要があります。

[施策の推進]

男女の違いを正しく認め合ったうえで、互いに尊重し合い、一人ひとりが社会のあらゆる分野で、希望に沿って、個性と能力を発揮できる社会を目指します。

- 誰もが自分らしく、その個性と能力を発揮し、いきいきと暮らせる社会を実現するために、男女の基本的な人権の尊重意識の醸成を図ります。また、地域社会・家庭・職場などにおいて、男女がお互いに固定的役割分担意識に基づく習慣やしきたりの見直しが図れるよう、啓発活動を推進します。
- 女性の意見を市政や方針決定の場で反映させるため、各種審議会、委員会等に女性の積極的な参画を進めます。
- セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなどの発生を防止するとともに、職場において女性の能力や個性が発揮でき、働きやすい環境が整備されるよう啓発に努めます。
- 配偶者や恋人、パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス^{※7}）、離婚や家庭不和など女性が抱えるさまざまな悩みや困りごとについて、専門的に相談に応じ支援を行なっていくために、女性相談員を配置し、相談者と一緒に問題解決に向けて考え、情報提供や関係機関を案内します。また、県女性相談センターや法務局等と連携し、あらゆる相談体制の充実を図り、問題解決の支援に努めます。
- 市虐待防止ネットワーク会議の機能を充実し、関係機関との連携を密にして、女性への

虐待防止に努めます。

※7 ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者や恋人、その他親密な関係にある者間による暴力をいう。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉による暴力、性的な危害、経済的虐待など、いろいろな形がある。



◀ 「女性に対する暴力をなくす運動」

パープルリボン運動とは……

1994年アメリカで、女性に対する暴力の被害当事者によって生まれた草の根運動です。

現在は、国際的運動へと広がっています。

パープルリボンには、女性に対するあらゆる暴力をなくしていこうとのメッセージが込められています。

問 人権に関する問題をめぐり、さまざまな意見がありますが、あなたはどのように思いますか。

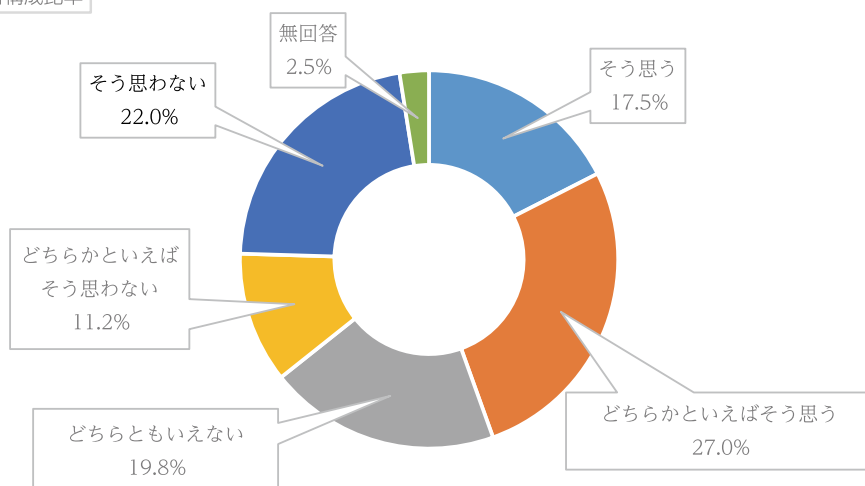
(1つに○)

■女性の人権問題

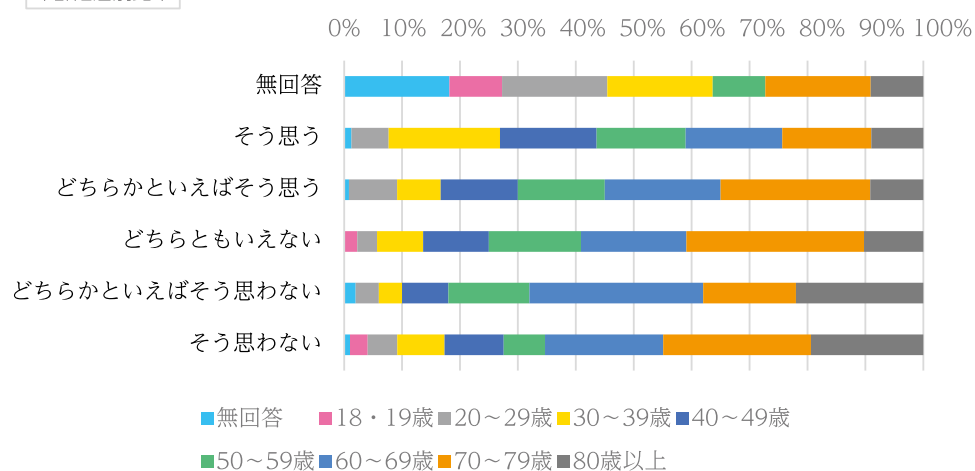
いまだに「男は仕事、女は家庭」という意識がある

選択肢 (単一回答)	H25 構成比	H29 構成比	R4 構成比	R4 回答数
1 そう思う	3.8%	2.9%	17.5%	78
2 どちらかといえばそう思う	6.9%	4.1%	27.0%	120
3 どちらともいえない	23.2%	18.7%	19.8%	88
4 どちらかといえばそう思わない	13.1%	18.0%	11.2%	50
5 そう思わない	48.8%	54.9%	22.0%	98
0 無回答	4.5%	1.4%	2.5%	11
全体	-	-	-	445

回答構成比率



年齢階層別比率



5 高齢者

[現状と課題]

千曲市における高齢化の現状は、平均寿命の伸びや少子化などを背景に高齢化率を見ると、平成 24 (2012) 年度は 28.5%、平成 29 (2017) 年度は 32.3%、令和 4 (2022) 年度は 33.9% (以上、出典：『千曲市統計書』) と、国 (平成 24 年度 24.1%、平成 29 年度 27.7%、令和 4 年度 29.0%。以上、出典：内閣府『高齢社会白書』) と比較して高い水準にあります。

こうした状況の中、高齢者に対する偏見や、高齢者の介護者による身体的・心理的虐待、あるいは、家族等が高齢者本人に無断でその財産を処分する経済的虐待など、高齢者に係わる人権問題が浮上しています。

国において高齢社会対策の推進にあたっての基本姿勢を明確にするため「高齢社会対策大綱」(平成 13 (2001) 年) が閣議決定されました。この大綱では、犯罪や認知症等による徘徊に伴う危険、人権侵害、悪質商法等から高齢者を保護するため、各種施策を進めるとともに、体制の整備を図るとしています。特に介護を必要としている高齢者に対する家庭や施設における虐待、家族や悪質業者などによる財産権の侵害が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者の人権の必要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動をする必要があるとしました。

平成 18 (2006) 年には「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、市民一人ひとりが高齢者を思いやり大切にすよう、高齢者の人権についての理解と認識を深めていかなければなりません。

平成 24 (2012) 年には「高齢社会対策大綱」が新たに閣議決定され、高齢者が被害に遭いやすい振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺等から高齢者を保護するための各種施策を推進し、特に、要介護等の高齢者に対する家庭や施設における虐待等の人権侵害については、高齢者の人権に関する啓発、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その予防及び救済に努めるとしています。

令和 5 (2023) 年には「認知症基本法」が成立し、認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って暮らせるように、また、早期発見や病気への理解を進めるよう求められています。

高齢者の人権問題を解決するため、人権相談など相談体制の充実が求められています。

[施策の推進]

一人ひとりが高齢者の人権についての認識を深め、「老い」による生活上の困難があっても、住み慣れた地域、住み慣れた環境のもとで、互いに支え合い、いつまでも自分らしく生活ができるような地域づくりに取り組みます。

- 高齢者が主体性を持ち、社会参加ができるよう、各種啓発活動の推進や高齢者対象の人権教育研修等の充実を図ります。
- 高齢者やその家族が抱える心配ごと等、健康・福祉に関する相談・支援体制の充実に努めます。
- 法律上の権利を保護する成年後見制度や、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の積極的な活用を図るため、啓発に努めます。

- 認知症高齢者を支えるため、相談・支援体制の整備とともに、認知症の正しい知識の普及に努めます。また、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりに向けて、意識啓発を行います。
- 高齢者虐待に関する正しい知識の普及を図るとともに、早期発見、早期対応等、虐待からの保護ができるよう、民生委員や市虐待防止ネットワーク会議等関係機関との連携に努めます。
- 高齢者に対する敬愛、感謝の念の醸成を図ります。

6 外国人

[現状と課題]

我が国の国際化の進展は目ざましく、千曲市においても近年、職場、学校や地域社会など日常生活の中で外国人との関わりを持つ機会が増えています。

外国籍の市民の数は、平成 25 (2013) 年 8 月では 616 人 (24 ヶ国)、平成 30 (2018) 年 1 月は 745 人 (26 ヶ国)、令和 5 (2023) 年 1 月は 891 人 (32 ヶ国) (以上、出典：千曲市『住民基本台帳』) となっています。

平成 8 (1996) 年 1 月には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」(人種差別撤廃条約) が国において発効したことから、人種差別や外国人差別等あらゆる差別を解消するため、更なる取り組みが求められています。平成 24 (2012) 年には、「外国人登録制度」が廃止され、外国籍市民に対して基礎的行政サービスを提供する基盤を作るため、一定の在留資格のある外国籍市民について、日本人と同様に住民票が作成されることとなりました。また、平成 28 (2016) 年 6 月には、「ヘイトスピーチ※8解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)」が施行されました。

外国人に対する偏見や差別を解消するためには、異なる文化や価値観等を正しく理解し、市民一人ひとりが広い視野を持ち、言語、宗教、習慣等の違いを超えて相互理解を深める啓発活動や国際交流事業等の充実を図る必要があります。また、外国人が安心して暮らせる環境づくりの支援と相談、情報提供の充実を図るとともに、人権を尊重し「共生の心」の醸成を図る必要があります。

※8 ヘイトスピーチ

特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動。排斥的な言葉を発することや、脅迫したり誹謗中傷すること。

[施策の推進]

外国人に対する偏見や差別を解消するために、市民一人ひとりが広い視野を持ち、相互理解を深め、尊重することができる社会を目指します。

- 人権を尊重した多文化共生のまちづくりを目指して、市内の国際交流団体等と連携し、外国の歴史や異文化をお互いに理解するなど、国際理解、国際交流を推進します。
- 外国人の日常生活を支援するため、日本語教室などの学習機会の充実に努めます。
- 生活上の悩みなどを抱える外国人が、スムーズに相談を受けられるよう、関係機関との連携を強化し、日常生活の相談・支援体制の充実を図ります。

- 交流を深め、情報交換の場として活用されるよう、人権ふれあいセンターをはじめとする公共施設の利用促進を図ります。
- 学校教育においては、外国の文化や生活についての学習、外国籍児童・生徒への理解、外国との交流などにより、児童・生徒が国際的な視野を持ち、異なる文化や生活習慣を理解し、尊重しあう心や態度の育成を図ります。

7 犯罪被害者等

[現状と課題]

犯罪被害者やその家族等（以下「犯罪被害者等」と称する。）をめぐっては、犯罪行為によって精神的・経済的な苦痛を受けることに加え、興味本位のうわさや心無い誹謗・中傷などにより、名誉が毀損されたり、私生活の平穏が侵害されたりする人権問題が発生しています。

また、犯罪被害者等はその置かれた状況や負担の重さから、泣き寝入りしてしまうことが少なくないなど、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図ることが課題となっています。

平成 17（2005）年 4 月に国・地方公共団体のほか、関係機関並びに民間団体等が連携し、総合的かつ計画的に推進するため「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

犯罪被害者等基本法では、基本理念として「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と規定しています。県では、令和 4（2022）年 4 月に「長野県犯罪被害者等支援条例」を施行し、併せて、「長野県犯罪被害者等見舞金支給制度」と「長野県犯罪被害者等支援推進計画」が策定されました。当市でも、早期の制定が望まれたことを受け、「千曲市犯罪被害者等支援条例」「千曲市犯罪被害者等見舞金給付要綱」を令和 5（2023）年 3 月に制定し、同年 4 月に施行しました。

意識調査の設問「犯罪の被害者やその家族が受けている人権侵害の中で、もっとも問題と思うもの」では、「犯罪行為によって精神的・経済的な苦痛を受けること」を選択した回答が 42.7% ともっとも多く、次いで「報道やインターネットでプライバシーが公表されること」が 36.2% となりました。

今後も、法務局、警察署、地域犯罪被害者支援ネットワークなどと連携を取りながら、犯罪被害者等の人権への配慮と保護を図るため、各種啓発活動に取り組んでいく必要があります。

[施策の推進]

犯罪の被害を受けた人は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件が解決した後も様々な問題を抱えることとなります。「犯罪被害者等基本法」などに基づき、犯罪被害者等の人権に対する配慮や保護を図ります。

- 犯罪被害者等への情報提供、相談カウンセリング制度、犯罪被害者給付制度など犯罪被害者のための相談窓口等を周知するとともに、県犯罪被害者支援センター等と連携して啓発活動を推進します。
- 見舞金の給付などの支援を行うことで、被害者等が受けた被害の早期回復と軽減ならびに生活の再建を図ります。

8 性的マイノリティ

[現状と課題]

性的マイノリティ※9の人々は、差別的な扱いや偏見を受けることがあり、平成16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合には、家庭裁判所の審判により戸籍上の性別の取扱いが認められるようになったものの、社会生活の中で人権問題が発生しています。

性的マイノリティに対する差別を解消していくには、多様な性のあり方について正しく理解するとともに、お互いに認め合い、受容する意識を一人ひとりが持つことが必要です。

令和5（2023）年6月、G7（主要7か国首脳会議）加盟国の中で遅れをとっていたわが国でも「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT※10理解増進法）（巻末資料掲載）が施行されました。県では、令和5（2023）年4月に「長野県パートナーシップ届出制度実施要綱」が制定され、同年8月から、「長野県パートナーシップ届出制度」が施行されました。市では、県が指定する行政サービスについて、順次対応しています。

意識調査の設問「性的マイノリティについて、どう感じますか」では、「様々な性のあり方があるということを理解し、公平に接するべきだと思う」を選択した回答が69.0%と突出して多くなりました。「性の多様性を認め合える社会をつくるための取り組み」については、「必要だと思う・どちらかというとな必要だと思う」を選んだ回答が73.7%、「必要ではない」が1.6%となり、取り組みの必要性が伺えました。

※9 性的マイノリティ

同性に恋愛感情を持つ人や、自分の性に違和感を感じている人などのことをいい、「性的少数者」ともいう。

※10 LGBT

性的少数者を限定的に指して用いる。L：レズビアン（女性の同性愛者）G：ゲイ（男性の同性愛者）B：バイセクシュアル（両性愛者）T：トランスジェンダー（体の性と認識している性が一致しないと感じている人）

[施策の推進]

性的マイノリティに対する差別や偏見を解消していくために、多様な性のあり方について正しく理解するとともに、お互いに認め合い、受容する認識を一人ひとりが持つ社会を目指します。

■性的マイノリティの人々の人権への配慮について、正しい知識と理解、認識の普及を目指し啓発活動を推進します。

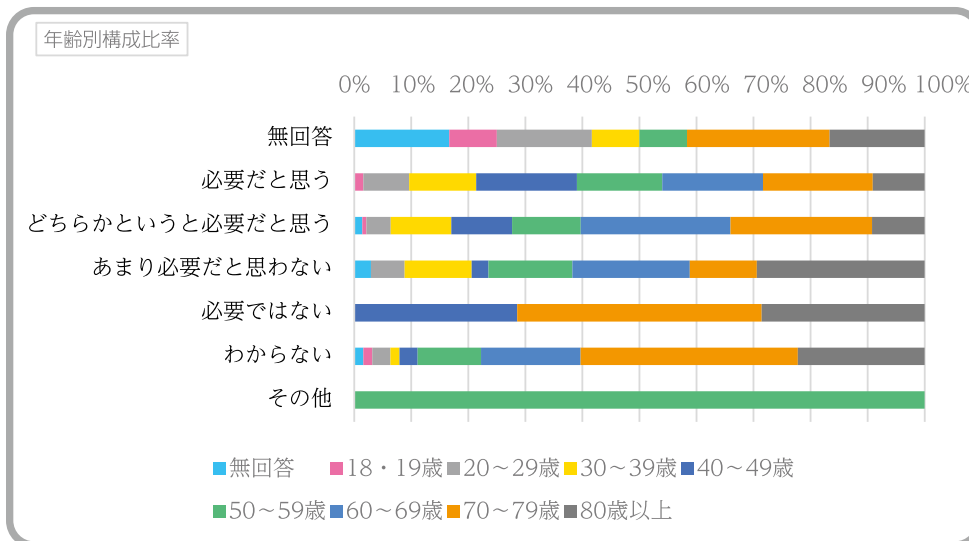
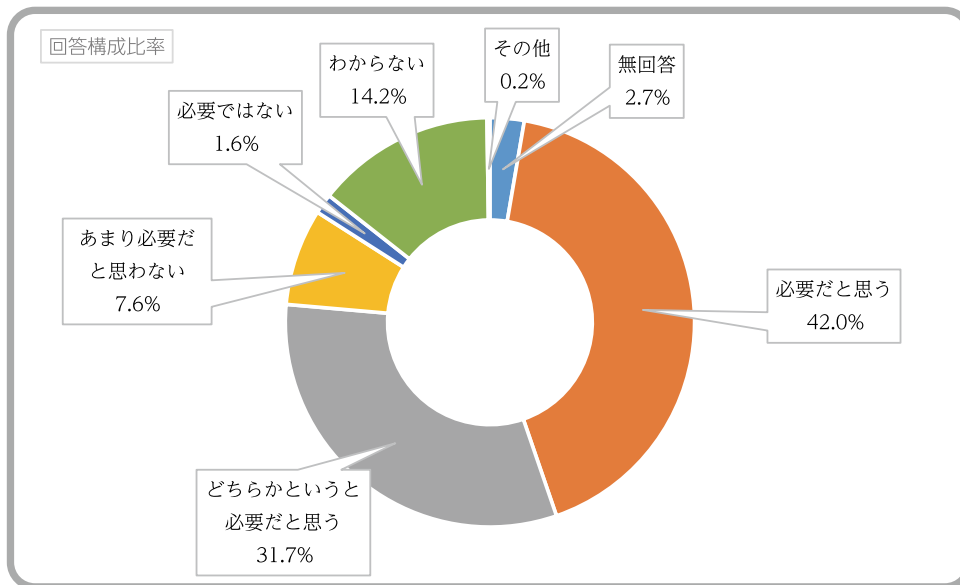
問 性的マイノリティの人について、あなたはどのように感じますか。（1つに○）

選択肢（単一回答）	H25 構成比	H29 構成比	R4 構成比	R4 回答数
1 様々な性のあり方があるということを理解し、公平に接すべきだと思う			69.0%	307
2 性のあり方が多様であることはわかるが、公平に接することは難しい			11.7%	52
3 生まれたときの身体の性にあわせて生活すべきだと思う			3.8%	17
4 わからない			12.1%	54
5 その他			0.2%	1
0 無回答			3.1%	14
全体			-	445

「令和4年度 千曲市人権に関する市民意識調査」報告書より

問 性の多様性を認め合える社会をつくるための取り組みが必要だと思いますか。(1つに○)

選択肢 (単一回答)	H25 構成比	H29 構成比	R4 構成比	R4 回答数
1 必要だと思う			42.0%	187
2 どちらかという必要だと思う			31.7%	141
3 あまり必要だと思わない			7.6%	34
4 必要ではない			1.6%	7
5 わからない			14.2%	63
6 その他			0.2%	1
0 無回答			2.7%	12
全体			-	445



9 インターネットによる人権侵害

[現状と課題]

インターネットには、電子メールのような特定の人との通信のほか、利用者同士が交流できるSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間での情報の受発信等があります。いずれも、発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易であることから、他人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現の掲載など、人権問題が発生しています。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮することは当然ですが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する事案に対しては、発信者が特定できる場合は、本人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダー等に対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主的な取り組みを促し個別的な対応が進んでいますが、問題解決には課題が山積しています。

インターネットを悪用した人権侵害を防止するため、一般の利用者やプロバイダー等に個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めてもらうための各種啓発活動に取り組んでいく必要があります。

意識調査の設問「インターネットによる人権侵害」では、「現実として存在する・ある程度存在する」を選択した回答が80.7%、「存在しない」が2.2%と「存在する」の比率が突出して高い割合となりました。

[施策の推進]

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めてもらうための各種啓発活動に努め、インターネットによる人権侵害のない社会を目指します。

- 個人のプライバシーへの配慮や名誉に関する正しい理解を深めるため、市民に対して啓発活動を推進します。
- 学校においては、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響を学習し、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルに関する教育の充実を図ります。

10 さまざまな人権問題

[現状と課題]

(1) HIV感染者やハンセン病患者・元患者等

エイズ・ハンセン病などの感染症に対する正しい知識や理解の不足から、就職拒否や職場解雇、アパート等への入居拒否・立ち退き要求、医療現場における診察拒否や無断検診などをされ、社会生活の様々な場面で人権問題となってきました。

こうした感染症のうち、エイズについては、平成4（1992）年3月に改正された「エイズ問題総合対策大綱」で、エイズに対する正しい知識の普及、検査・医療体制の充実、相談・指導体制の充実及び二次感染防止対策の強化、国際協力及び研究の推進が重点対策として掲げられています。そして、これらの対策の推進にあたっては、プライバシーと人権の保護に十分な配慮を払うこととされています。

また、ハンセン病問題については、平成21（2009）年4月「ハンセン病問題の解

決の促進に関する法律」が公布され、福祉の増進、名誉回復等のための措置が講じられることとなりました。しかし、隔離の象徴であった療養所が地域と共生して行くには多くの課題があり、今なお患者及び元患者への偏見があるため、正しい理解を深めることが不可欠となっています。令和元（2019）年6月、熊本地方裁判所はハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決で国の責任を認め賠償を命じました。同年施行された家族補償法の前文には、国会と政府による「おわび」が盛り込まれ、「いわれのない偏見と差別を根絶する決意」が記されていますが、患者・元患者およびその家族からは未だ「差別はなくなる」との声があります。

H I V感染者やハンセン病患者・元患者の人権が尊重され、安心して暮らせる社会づくりが求められています。

（2）刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人や保護観察中の人、また、その家族などに対する偏見や差別は根深いものがあり、就職や社会復帰、住居等に関する差別問題をはじめ、立ち直りを目指す人や家族にとって非常に厳しい状況があります。

本人が地域社会に戻り、地域の一員として円滑な社会生活を送るためには、本人の強い更正意欲と合わせて家族・職場・地域社会の理解と協力が必要です。そのため、これらの人に対する偏見や差別意識をなくすための啓発活動を行うとともに、関係機関・団体と連携して自立した生活ができるよう、受け入れ態勢や就職等、社会復帰の環境を整備することが求められています。

（3）アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語、伝統的な儀式、口承文学（ユーカラ）など独自の豊かな文化を持っていますが、近代以降の同化政策などにより、今日では、十分な保存、伝承が図られていない状況にあります。

また、結婚や就職などで差別を受け、経済的にも厳しい状況におかれてきた経過を踏まえ、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統や現状について理解と認識を深めるとともに、差別や偏見を受けないよう啓発活動に取り組む必要があります。

平成20（2008）年6月国会衆参両院本会議での「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の全会一致採択を受け、国は、アイヌ民族を先住民族と認め、アイヌ民族の地位向上などに向け総合的な施策に取り組むとしました。

（4）北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、わが国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。拉致問題に関する啓発は平成18（2006）年「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」において政府及び地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する世論の啓発を図るよう努めるとされており、拉致問題に等に対する理解を深める取り組みが求められています。

(5) 災害や、感染症の大規模な感染拡大に起因する新たな人権問題

東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震（平成 23（2011）年 3 月 11 日発生）では、地震と津波に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故により、多くの周辺住民が避難生活を余儀なくされています。

このような中、仮設住宅や避難所等において様々な人権問題が発生し、原子力発電所事故による放射性物質の外部放出に伴い、避難した周辺住民が風評被害による差別的扱いを受けるなど、見過ごせない事態も起こっています。

また、令和 2（2020）年頃からはじまった新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大では、不確かな情報による風評被害や、感染者やワクチン接種をめぐる偏見や差別などの人権問題が社会現象となるなど、大きな問題となりました。

災害で被災したり、感染症に感染するリスクは、誰にでもあります。一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決するとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが求められています。

(6) その他

ホームレス、人身取引（トラフィッキング）などに対する偏見や差別などに応じた対応が求められています。

[施策の推進]

(1) HIV感染者やハンセン病患者・元患者等

患者・元患者や感染者およびその家族の人権が尊重され安心して暮らせるまちづくりを目指し、難病についての正しい知識の普及と感染予防の啓発を促進します。

関係機関との連携により、患者・元患者や感染者およびその家族への支援の充実を図ります。

(2) 刑を終えて出所した人

偏見や差別をなくすための啓発活動を進めるとともに、自立を支援するため、関係機関やボランティア等との連携を図ります。

(3) アイヌの人々

歴史、文化についての理解不足などにより生じる偏見や差別をなくすため、アイヌ文化等に対する関心を高め、アイヌの人々に対する正しい認識と理解が得られるよう啓発を促進します。

(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による人権侵害問題への関心と認識を深め、共に生きる社会のあり方を考えていきます。

(5) 災害や、感染症の大規模な感染拡大に起因する新たな人権問題

災害時や感染症の大規模な感染拡大における人権への配慮について、正しい理解と認識の普及を図ります。

(6) その他

ホームレス、人身取引（トラフィッキング）などに対する偏見や差別など、その他の人権問題についてもそれぞれの状況に応じて施策を検討します。

【巻末資料】 (順不同)

千曲市差別撤廃人権擁護条例 (2003年)	32
千曲市犯罪被害者等支援条例 (2023年)	32
千曲市部落差別の解消に関する啓発及び教育等基本方針 (2021年)	33
日本国憲法 [抄]	33
世界人権宣言 (1948年)	34
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (2000年)	37
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (2013年)	38
部落差別の解消の推進に関する法律 (2016年)	41
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (2016年)	41
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する 法律 (2023年)	42
策定経過	44
千曲市差別撤廃人権擁護審議会	44

千曲市差別撤廃人権擁護条例 (2003 年)

平成 15 年 9 月 1 日
条例第 144 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民の基本的人権の享有及び法の下の平等を保障する日本国憲法の理念及び世界人権宣言の精神にのっとり、人権尊重の意識高揚を図ることにより、あらゆる差別のない明るい千曲市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人権教育の推進
- (2) 啓発活動の推進
- (3) 事業実施に必要な調査及び研究
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、前条の規定による市の施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(審議会)

第 4 条 この条例に定める重要な事項を調査審議するため千曲市差別撤廃人権擁護審議会を置く。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 6 月 30 日条例第 36 条)

この条例は、公布の日から施行する。

千曲市犯罪被害者等支援条例 (2023 年)

令和 5 年 4 月 1 日
条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法 (平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。)に基づき、本市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定めることにより、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援のための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有し、居住し、勤務し、又は在学する者及び市内において事業又は活動を行う者をいう。

(5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(6) 関係機関等 国、県、警察、その他の行政機関及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公平に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、関係機関等による相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念 (以下「基本理念」という。)ののっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援に関する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携及び協力しなければならない。

(市民等の役割)

第 5 条 市民等は、基本理念ののっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第 6 条 市は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(日常生活の支援)

第 7 条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第 8 条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居その他の必要な支援を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第 9 条 市は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金の給付に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供等による支援を行うものとする。

(市民等の理解の増進)

第 10 条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について、市民等の理解を深めるための広報及び啓発活動を行うものとする。

(支援の制限)

第 11 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき、又はその他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千曲市部落差別の解消に関する啓発及び教育等基本方針(2021年) 令和3年6月10日

[基本方針の趣旨]

日本国憲法では、すべての国民は法の下での平等であり、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として保障されています。

千曲市では「千曲市差別撤廃人権擁護条例」を制定し、あらゆる差別のない明るい千曲市の実現を目指すため、「人権とくらしに関する総合計画」を策定し、人権啓発活動・教育等を推進しております。

しかしながら、現在もなお、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題が潜在化しており課題となっています。特に、同和問題は日本国特有の問題であり、歴史的過程において形成された身分差別であり、重大な人権侵害です。そのため、「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、同和問題の早期解決に向けて必要な施策を推進するための基本的な事項を定めます。

[同和問題への認識]

同和地区の生活環境の向上を阻む諸要因を解決するため、同和对策審議会答申(昭和40年)を受けて制定された同和对策特別措置法(昭和44年)の施行により、道路の改良・農地盤整備・下排水路整備等の公共事業が施工され、同和地区を含む周辺地区の環境改善に多大な効果がもたらされました。その結果、実態的差別は大きく改善され、平成14年(2002年)3月には特別対策も終了し、必要な事業は一般対策へ移行されました。

しかし、現在もなお、結婚問題等を中心に心理的な差別意識がまだまだ根深く存在し、近年では、インターネット等の情報化の進展に伴い差別は、潜在化、陰湿化している現状です。

このような状況の中、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が平成28(2016)年12月に制定され、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題であることと明記されました。この法律の趣旨を踏まえ、部落差別のない社会の実現に努めます。

[基本的施策]

●人権同和政策

(1) 啓発事業

同和問題を解決するためには、市民一人ひとりが同和問題を自らの課題として受け止め、歴史的経緯を正しく理解し、差別は許されないものと認識することが重要です。そのため、同和問題への正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進し、市民の人権意識の高揚を図ります。

(2) 支援・相談体制の強化

同和問題による人権侵害への支援・相談体制を強化し、関係部署等と連携しながら、差別解消に向け取り組みます。

(3) インターネットを利用した差別事象への取り組み

近年、情報化社会の成長により、インターネット上での差別表示等に関わる事案が掲載され、陰湿な人権侵害につながる行為が発生しています。国や県等の動向に注視し、県や他自治体と連携しながら適切な解決に努めます。

(4) 個人や法人等の情報の保護

「個人情報保護条例」に基づき公開ができないとされた情報の保護に努めます。また、「住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度」については適正に運用します。

(5) 関係団体との連携

関係団体との懇談会等を開催しながら同和問題の現状を把握し、情報共有に努めます。

(6) 人権ふれあいセンターでの取り組み

地域社会の福祉を増進し、住民の生活改善及び向上を図るための人権啓発に関わる拠点施設として、同和問題への解決に向けた啓発活動を実施します。また、センター職員の資質向上を図り、関係部署と連携しながら相談体制の充実に努めます。

●人権同和教育

(1) 学校人権同和教育

国では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。また、県では平成22年に「長野県人権政策推進基本方針」を策定し人権同和教育を推進しています。

小・中学校の教育活動では、児童生徒の発育段階に合わせ、人権尊重の視点を取り入れた指導計画に基づき実践していきます。同和問題については歴史的経緯を正しく理解し、差別を許さない人権尊重の教育を進めます。

また、市内小中学校の教職員を対象とした同和問題に特化した研修会を実施し、知識の向上に努めます。

(2) 社会人権同和教育

同和問題の解決には、歴史的経緯を正しく理解し、差別の現状についての認識を深めることが重要です。そのため、市民の人権意識の向上を図るべく地区単位での人権教育及び啓発活動を推進し、差別のない地域づくりに努めます。

また、地域や企業等での同和問題による事象が発生しないよう、人権同和教育及び啓発活動に取組みます。

日本国憲法(抜粋)

(昭和二十一年十一月三日憲法)

(前文・抄)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(第三章 国民の権利及び義務・抄)

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。

この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持

されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

世界人権宣言 (1948年)

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらす言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な斬新的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

＝やさしい言葉で書かれた世界人権宣言＝

ジュネーブ大学のL.マサランティ教授（心理学専攻）を指導者とする研究班が、NGOの一つで人権教育の研修や普及に活躍しているEIP（平和の手段としての学校のための世界協会）と協力して1979年に開発・公表した簡易テキストによる世界人権宣言である。人権に関する最も重要な国際文である「世界人権宣言」を誰もが読んで理解できるために、フランス語での日常会話で使われている約2,500語だけで人権宣言をやさしく書き換えている。さらに30ヶ条からなる人権宣言の内容を5つのカテゴリー（あなた、家庭、社会、国、世界）に分類し、一部は順序を入れ替えるなど、理解しやすくなるための工夫をしている。ただし、日常生活で使う基本的な言葉だけで人権宣言の内容を十分にあらわすことには当然無理もあるので、人権宣言の原文もあわせて読めるように並べて印刷されている。小学生から大人まで、誰もが学習に使える教材である。なお、EIPから英語版も刊行され、広く世界的に活用されてきている。

第1条(世界) 子どもたちは生まれつき、だれもがみな自由であつて、いつもわけへだてなくあつかわれるべきです。

(原文) すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第3条(あなた) あなたは生きる権利、自由に、安心して生きる権利をもっています。

(原文) すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条(社会) だれにもあなたを奴隷にする権利はありません。あなたもだれかを自分の奴隷にすることはできません。

(原文) 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条(社会) あなたを拷問する、つまり、あなたを痛めつけて苦しめる権利はだれにもありません。あなたも、だれであれひとを拷問することはゆるされません。

(原文) 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条(あなた) どこにいても、あなたは他のどんな人とも同じ

ように守られるべきです。

(原文) すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条(国) 法律はすべての人に対して同じはたらきをします。法律はあらゆる人々に同じにあてはめられるべきです。

(原文) すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条(国) 国の法律が守られていないようなできごとがあなたの身におこったとき、あなたは法律によって自分を守ってくれるように要求することができます。

(原文) すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条(あなた) 不正に、あるいは理由もなく、あなたを牢屋に入れたり、どこかに閉じ込めたり、あなたの国から追い出したる権利は、だれにもありません。

(原文) 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条(社会) あなたがもし裁判にかけられるようなことがあつても、その裁判は秘密に行われてはなりません。あなたを裁く人は、だれからもさしずを受けてはなりません。

(原文) すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条(あなた) あなたは有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされなければなりません。あなたはある罪があるとうたえられたとき、つねに自分を守る権利があります。あなたがやっていないことについてあなたをとがめたり、罰を加える権利は、だれにもありません。

(原文) 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条(あなた) もしだれかが、あなたの生活の仕方や、あなたやあなたの家族の考え方や、それを文章に書いたものをむりやり変えさせようとするとき、あなたにはそんなことをされないように守ってくれるように要求する権利があります。

(原文) 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条(あなた) あなたは自分の国のうちを、好きなように行ったり来たりする権利をもっています。あなたは自分の国を離れて、別な国へ行く権利をもっています。またそうしたければ、ふたたびもとの自分の国へもどることもできます。

(原文) 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いづれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条(あなた) もしだれかがあなたに害を加えて苦しめると

きには、あなたは別の国へ行って、あなたを守ってくれるようにたのむ権利をもっています。あなたがだれかを殺したり、あなた自身がここに書かれていることを大切に、守らないときには、あなたはそのような権利をもちません。

(原文) 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条 (あなた) あなたはひとつの国の国民となる権利をもっています。また、だれももっともな理由がないのに、あなたが自分でねがって他の国の国民になろうとするのをさまたげることではできません。

(原文) 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしのままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条 (家族) だれでも子どもをもてるような年齢になったらすぐに、男性でも女性でも結婚して、家庭をつくる権利をもっています。このことについては、あなたの皮膚の色が何色であるか、あなたの出身国がどこであるか、まったく関係ありません。男女は結婚について、あるいは離婚について、まったく等しい権利をもつのです。だれもだれかをむりやり結婚させることはできません。

(国) あなたの国の政府はあなたの家庭とその成員を守るべきです。

(原文) 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 25 条 (家庭) あなたは、あなたとあなたの家族が病気にならないために、また病気になったときに世話を受けられるために、飢えることがないために、寒さに悩むことがないために、住居をもつために、必要な一切のものをもつ権利をもっています。子どもを産もうとしている母とその子は、援助を受けるべきです。すべての子どもはその母親が結婚しているかいないかにかかわらず、同じ権利をもっています。

(原文) 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条 (あなた) あなたは学校に通う権利、ただで義務教育を受ける権利をもっています。あなたはある職業を学んだり、あるいは望むだけ勉強を続けることができるべきです。あなたは学校でああなたのあらゆる才能を発展させることができ、どんな信仰をもっているか、出身国がどこであるかに関係なく、だれとでも仲良く生活しつづけることを教えられるべきです。

(家族) あなたの両親は、あなたがどのように教育されるか、また学校で何を教えられるかを選ぶ権利をもっています。

(原文) 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放さ

れていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 17 条 (あなた) あなたは、他のだれもと同じように、いろんなものを自分のものとしてもつ権利をもっています。だれにもそれをあなたからうばいとる権利はありません。

(原文) 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしのままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条 (あなた) あなたは、信じる宗教を自由に選んだり、別なものに変えたり、ひとり、あるいは他の人々といっしょに、望むとおりに信じておこなう権利をもっています。

(原文) すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条 (あなた) あなたは好きなようにものごとを考えたり、あなたが好むことを言い表す権利をもっています。だれもあなたがそうすることを禁止することはできません。

(社会) あなたはどこに住んでいても、あなたの考えを他の国の人々とやりとりすることが許されるべきです。

(原文) すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条 (国) だれもひとを何かの集団にむりやり所属させることはできません。だれでも集会を組織する権利、自分の意志で集会に参加する権利、平和的な方法で協同するために集まる権利をもっています。

(原文) 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条 (あなた) あなたは、たとえば政府の一員となることによって、あるいはあなたと同じ考えをもつ政治家を選ぶことによって、あるいはあなたの選択を自由に投票によって示すことによって、あなたの国のことがらに積極的に参加する権利をもっています。

(国) これらの行為は、すべての人々の意志を、投票した人がだれの名前を書いたかを知られることがない自由な投票によって表現するものです。投票は男か女にかかわらず平等で、だれもおこなうことができます。

(原文) 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 23 条 (あなた) あなたは働く権利、あなたの仕事を自由に選ぶ権利、あなたが生活し、あなたの家族を養うことができるような給料をもらう権利をもっています。

(社会) もし男の人と女の人が同じ仕事をする場合、どちらも同じ額の給料を受けるべきです。すべて働く人々は、自分たちの利益を守るために団結する権利をもっています。

(原文) 1 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条 (社会) 労働時間はあまり長すぎではありません。というのはだれもが休息する権利をもっているものであり、定期的に給料をもらいながら休みを取れなければならないからです。(原文) 何人も、労働時間の合理的な制限と定期的な有給休暇を含む休息および余暇を得る権利を有する。

第 27 条 (社会) あなたが芸術家であろうと、作家であろうと、科学者であろうと、あなたはあなたの作品を自由に他の人と分かち合い、共同でおこなったことがらから利益を得ることが許されるべきです。

- (あなた) あなたの作品はあなたのものとして守られるべきであり、あなたはそれらから利益を得ることが許されるべきです。(原文) 1 何人も、自由に社会の文化的生活に参加し、芸術を鑑賞し、かつ科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 何人も、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神のおよび物理的利益を保護される権利を有する。

第 22 条 (社会) あなたが住んでいる社会は、あなた、および、あなたの国に住んでいるすべての男の人、女の人に与えられているあらゆる便宜(文化にかかわる、お金の面での、身を安全に守るうえで)を、あなたが発展させ、享受するのを助けるべきです。

(原文) 何人も、社会の一員として、社会保障をうける権利を有し、かつ、国家的努力および国際的協力を通じて、また、各国の組織および資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的および文化的権利の実現に対する権利を有する。

第 25 条 (あなた) あなたは、仕事がないために、病気であるために、年をとったために、あなたの妻または夫が亡くなったために、あるいはあなたの力ではどうにもできないことがらのために、働くことができないような場合には、助けてもらう権利をもっています。

(原文) 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否を問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 28 条 (世界) あなたの権利や自由があなたの国において、また世界の他の国々において尊重されるために、それらの権利や自由を十分に保護することのできる「秩序」がなければなりません。

(原文) すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条 (あなた) こういうわけで、あなたは、あなたの間らしさを発展させることを認める人々のなかに住んでいるのですから、そういう人々に対してあなたも同じようにする義務を負っているのです。

(原文) 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条 (世界) 世界のあらゆるところにおいて、どんな社会も、どんな個人も、これまでいろいろ挙げてきた権利や自由を無効なものにしようなどすることは許されません。

(原文) この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

第 2 条 (世界) したがって、たとえあなたと同じ言語を話さなくても、あなたと同じ皮膚の色でなくても、あなたと同じ考え方をしなくても、あなたと同じ宗教を信じていなくても、あなたよりも貧しかったりお金持ちだったりしても、あなたと国籍が同じでなくても、すべての人はこれまで述べてきたようないろいろな権利や自由をもっていて、それらのおかげで助かる権利をもつのです。

(原文) 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (2000 年)

(平成十二年十二月六日法律第四百七十七号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(2013年)

(平成二十五年六月二十六日法律第六十五号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和三十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ

れぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和三十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうちこの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
 - ハ 国家行政組織法(昭和三十二年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和三十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 - 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（国等職員対応要領）

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

（地方公共団体等職員対応要領）

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針

に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（主務大臣）

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うことができる。

（権限の委任）

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。（基本方針に関する経過措置）

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

（国等職員対応要領に関する経過措置）

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

（地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置）

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

（対応指針に関する経過措置）

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

部落差別の解消の推進に関する法律（2016年）

（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消す

る必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（2016年）

（平成28年法律第68号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（相談体制の整備）

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (2023 年)

(令和五年六月二十三日法律第六十八号)

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵(かん)養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念の通り、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念の通り、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念の通り、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念の通り、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。)の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念の通り、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

■策定経過

年月日	内容
令和4年9月28日から 令和4年10月31日まで	「人権に関する市民意識調査」の実施
令和5年7月4日	第1回千曲市差別撤廃人権擁護審議会 ＜ 諮問 ＞
令和5年9月19日	第2回千曲市差別撤廃人権擁護審議会
令和5年11月6日から 令和5年12月5日まで	パブリックコメントの実施
令和6年1月23日	第3回千曲市差別撤廃人権擁護審議会 ＜ 答申 ＞

■千曲市差別撤廃人権擁護審議会（令和5年4月1日現在・敬称略）

役職	氏名	選出区分
会長	島谷 正行	諸団体代表
副会長	赤塩 曜子	諸団体代表
委員	柳澤 富子	諸団体代表
委員	春日 和子	諸団体代表
委員	瀬在 邦子	諸団体代表
委員	新村 めぐみ	諸団体代表
委員	高橋 尚記	諸団体代表
委員	唐木 文子	諸団体代表
委員	池田 秋政	諸団体代表
委員	山崎 俊子	諸団体代表
委員	増村 隆洋	諸団体代表
委員	下寄 正幸	公募
委員	小林 恵子	公募



第4次千曲市人権とくらしに関する総合計画

発行年月 令和6(2024)年3月

発行 千曲市

編集 千曲市 健康福祉部 人権・男女共同参画課

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

TEL 026(273)1111

FAX 026(273)1924

E-mail : jinken@city.chikuma.lg.jp